

託送供給等特例認可申請書

平成 28 年 2 月 12 日

関西電力株式会社

託送供給等特例認可申請書

関 流 発 第 86 号

平成 28 年 2 月 12 日

経済産業大臣 林 幹雄 殿

大阪市北区中之島 3 丁目 6 番 16 号

関西電力株式会社

取締役社長 八木 誠

平成 26 年改正法附則第 9 条第 4 項の規定により、次のとおり同条第 1 項の認可を受けた託送供給等約款以外の供給条件の認可を受けたいので申請します。

供給の種類		振替供給・接続供給・発電量調整供給	備考	
供給の相手方	氏名(名称)	別紙に記載のとおりであります。		
	住所	同上		
	受給場所	受電場所		同上
		供給場所		同上
供給電力		同上		
供給電圧		同上		
電気方式及び周波数		同上		
料金その他の供給条件の内容		同上		
供給開始年月日及び有効期間		平成 28 年 4 月 1 日以降相当の期間		

別 紙

託送供給等約款以外の供給条件の内容

1 適用範囲

この託送供給等約款以外の供給条件（以下「この供給条件」といいます。）は、次の地域において、託送供給等約款（平成 27 年 12 月 18 日付け 20150731 資第 50 号認可。以下「託送供給等約款」といいます。）13（電気方式，電圧および周波数）にもとづく受電電圧または供給電圧が高圧の場合で，契約者または発電契約者がこの供給条件の適用を希望されるときに限り，適用いたします。

大阪市住之江区南港北 1 丁目，2 丁目，3 丁目

2 受電電圧および供給電圧

受電電圧および供給電圧は，標準電圧 400 ボルトといたします。

3 その他

- (1) 当社は，変圧器等の供給設備を施設する場所を契約者，発電契約者，発電者または需要者から無償で提供していただきます。この場合，変圧器の 2 次側接続点までは，当社が施設いたします。
- (2) この供給条件に定めのない事項については，託送供給等約款の高圧で託送供給または発電量調整供給を受ける場合にかかわる規定によるものといたします。

別 添

託送供給等約款により難い理由

特定地域（南港コスモスクエア）において、設備の簡素化および供給コストの低減が期待される 20kV/400V 供給を、新たな供給方式として、実験的に実施することを目的に、現在、託送供給約款以外の供給条件（平成 27 年 5 月 18 日付け 20150518 資第 8 号承認。）を設定しておりますが、今回の託送供給等約款の設定にあたりましても、引き続き実施いたしたく、特例認可申請を行なう次第であります。